

○ 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督省告示第三十三号）

大蔵省告示第三十三号

改正案

現行

(国際統一基準行)

第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実のあるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己

(国際統一基準行)

第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第五条又は連結自己資本比率告示第五条に定める基本的項目の額をいう。以下の条において同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第六条又は連結自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をい

資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。) 及び連結Tier2資本の額

(自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二

条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等

(以下「子会社等」という。) に前項に定める銀行又は銀行持株会

社の関連法人等(銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十四

条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。) が含まれる場合

の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関

連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier1資本の額、連

結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額

に当該関連法人等の単体普通株式等Tier1資本の額(自己資本

比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本

の額をいう。以下この条において同じ。) に相当する額、単体その

他Tier1資本の額(自己資本比率告示第十四条第二号の算式に

おけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ

。) に相当する額及び単体Tier2資本の額(自己資本比率告示

第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下こ

の条において同じ。) に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 前二項の連結普通株式等Tier1資本の額の算定に当たっては、自己資本比率告示

第六条第一項第一号又は連結自己資本比率告示第六条第一項第一号

に掲げる額を考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額につ

う。以下この条において同じ。) の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等

(以下「子会社等」という。) に第一項に定める銀行又は銀行持株

会社の関連会社(銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十四

条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。) が含まれる場合

の国際基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社

を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当

該関連会社の自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額に

相当する額(以下「関連会社の基本的項目の額」という。) 及び自

己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額に相当する額(以

下「関連会社の補完的項目の額」という。) の合計額を加えたもの

とする。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。)第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。)の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券(連結財務諸表規則第二条第十八条号に規定するその他有価証券をいう。)であるものに限る。)の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通株式等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通株式等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5 (略)

(国内基準行)

第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)は、基本的項目の額(自己資本比率告示第二十八条又は持株自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。)及び補完的項

いても基本的項目の額を超えない額とする。

4 前項は、第二項に定める関連会社の基本的項目の額と関連会社の補完的項目の額について準用する。

5 (略)

(国内基準行)

第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)は、基本的項目の額(自己資本比率告示第二十八条又は持株自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。)及び補完的項

目の額（自己資本比率告示第二十九条又は持株自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に前項に定める銀行又は銀行持株会社の関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連法人等の自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額をえたものとする。

3 (略)

目の額（自己資本比率告示第二十九条又は連結自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額をえたものとする。

3 (略)